

紀北町浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年 月 日

紀北町長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

平成 年度において浄化槽を設置したいので、紀北町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 設置場所 紀北町
- 2 浄化槽の人槽 人槽
- 3 交付申請額
  - (1) 設置費 金 円
  - (2) 転換費 金 円
  - (3) 撤去費 金 円
  - (4) 配管費 金 円
- 4 住宅所有者 (1) 本人 (2) 共有 ( 人) (3) その他
- 5 住宅の種類 (1) 専用住宅 (延床面積  $m^2$ )  
(2) 併用住宅 (居住部分の面積  $m^2$ )  
(その他の面積  $m^2$ )
- 6 着工予定日 年 月 日
- 7 完了予定日 年 月 日
- 8 添付書類
  - (1) 審査機関を通過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
  - (2) 設置場所の位置図・配置図及び配管図
  - (3) 登録証の写し
  - (4) 管理票 (C票)
  - (5) 集合型処理施設加入承諾書
  - (6) 誓約書
  - (7) 見積書等の写し
  - (8) 既存くみ取り便槽の写真、配管費の記載された見積書等の写し (くみ取り便槽から転換の場合)
  - (9) 既存単独処理浄化槽の写真、配管費及び撤去費の記載された見積書等の写し (既存単独処理浄化槽から転換の場合)
  - (10) 賃貸人の浄化槽設置承諾書 (住宅等を借りている場合)
  - (11) その他町長が必要と認める書類
- 9 実績報告  
補助対象者は、補助事業完了後1か月以内 (第7条第1項の規定により事業の変更又は中止 (廃止) の承認を受けた場合は、当該承認通知書を受理した日から1か月以内) 又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。
- 10 補助金の確定  
町長は、9により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、速やかに通知する。